

2018年度 私立高等学校入学資金貸付のご案内

公益社団法人 兵庫県私学振興協会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目3番13号

兵庫県私学会館内 TEL (078) 321-2592

FAX (078) 321-5968

JR・阪神電車「元町」駅下車 東出口を北へ徒歩3分

URL : <http://www.hyogo-sshinko.or.jp/>

この貸付制度は、兵庫県から委託を受けて、兵庫県私学振興協会が実施するものです。

2019年4月に通信制課程を除く私立高等学校、及び私立高等専門学校（高専）へ入学される生徒の学資負担者に対し、入学時に必要な資金の貸付けを行います。

入学希望校が兵庫県内の場合は、入学される私立高等学校へ申し込み、学校からの貸付けとなります。また、兵庫県外の場合は、兵庫県私学振興協会へ申込みのうえ、入学資金取扱金融機関からの貸付けとなります。

なお、この貸付金は、3年間の在学中に6回に分けて返済していただく必要があります。

返済についてよく検討のうえ、お申し込みください。

1 申込資格

学資負担者(所得税法上、生徒の扶養者)が、兵庫県民で、2018年度の市(町)民税所得割額及び県民税所得割額の基準に該当される方。ただし、表1の基準を超えても、表2の特別の事情に該当する場合は、貸付対象となる場合があります。

表1 市(町)民税所得割額及び県民税所得割額の基準

2017年の収入に基づく2018年度の市(町)民税所得割額と県民税所得割額の合算が257,500円未満

(注) 市(町)民税所得割額とは、年間の収入金額から、必要経費と扶養控除、配偶者控除など各種所得控除を差し引いた金額に住民税の税率を乗じた金額をいいます。

特別徴収税額通知書や納税通知書では、「市(町)民税所得割額」及び「県民税所得割額」と書かれた欄に記入されている金額です。(均等割額は含みません。)

表2 特別の事情

転・退職、死亡、入院、離婚、別居、失・廃業、倒産等により2018年中の学資負担者の所得が前年に比べて著しく減少する見込みであること

〈所得の計算〉 表1の所得基準にかえ2018年中に得られる見込みの所得額

(注) その事情を証する書類(写しでも可)が必要です。

- | | |
|--------|---|
| 2 貸付金額 | 1人30万円以内 入学金、施設拡充費等の入学時の納付金が対象となります。授業料、教科書・制服・カバン代等は対象外です。 |
| 3 貸付利率 | 無利息 ただし返還を怠った場合、年利15%の割合で違約金が徴収されます。 |
| 4 募集人員 | 500名以内 (ただし募集人員を超えると見込まれる場合は、1.5次、2次出願者への募集を実施しない場合があります。) |
| 5 申込期間 | (1)入学者選抜1次募集出願者 2019年1月7日(月)から2019年2月6日(水)まで(期限厳守)
(2)入学者選抜1.5次募集出願者 2019年2月13日(水)から2019年2月15日(金)まで(期限厳守)
(3)入学者選抜2次募集出願者 2019年3月4日(月)から2019年3月22日(金)まで(期限厳守) |

(注)この貸付制度は受験日までに申し込むことが原則になっています。それぞれの期間内に申し込みをしてください。土曜日・日曜日は学校が受け付ける場合に限ります。

- | | |
|-------|--|
| 6 申込先 | (1)兵庫県内の私立高等学校入学希望者→入学希望の私立高等学校へ
(2)兵庫県外の私立高等学校入学希望者→兵庫県私学振興協会へ |
|-------|--|

- | | |
|------------|---|
| 7 申込時の提出書類 | (1)2018年度私立高等学校入学資金貸付申請書
(2)学資負担者の収入等を証明する書類(詳細は申請書裏面をご覧ください)
(3)希望高校の2019年度募集要項の写し(県外高校希望者の場合のみ) |
|------------|---|

(注)この「貸付のご案内」及び申請書は次のところに備えています。

- ①兵庫県内の中学校 ②兵庫県内の私立高等学校 ③兵庫県及び市町の教育委員会
- ④県内の福祉事務所 ⑤兵庫県総合相談センター(JR神戸駅前クリスタルタワー6F)
- ⑥兵庫県内の各県民局・県民センター

- | | |
|--------|--|
| 8 選考結果 | 申請が受理された方には、審査の上選考結果を通知します。
(県外の私立高校希望の場合は「貸付認定通知書」で通知します。) |
|--------|--|

- | | |
|---------|----------------|
| 9 貸付実行等 | 県内の私立高等学校希望の場合 |
|---------|----------------|

入学手続き時、「借用証書」と「借受人、連帯保証人の印鑑証明書」「連帯保証人の所得証明書」を学校へ提出して貸付けを受けてください。原則として貸付けは入学時納付金と相殺する方法によります。貸付けの申し込みをしながら、入学手続き時に別途資金で入学金を納入した場合は貸付けできません。

県外の私立高等学校希望の場合

「合格証明書(写し)」を兵庫県私学振興協会へ提出していただいた後、当協会から貸付認定通知書と借用金証書等の必要用紙を送付します。「貸付認定通知書」「借用金証書」に「借受人、連帯保証人の印鑑証明書」「連帯保証人の所得証明書」等必要書類を添えて、三井住友銀行、みなと銀行又は但馬銀行の兵庫県内の本支店へ持参し、貸付手続を進めてください。(借受人及び連帯保証人が直接出向く必要があります。)

入学者選抜1次募集で、専願の場合は 2019年2月21日(木)以降

併願の場合は 2019年3月20日(水)以降の貸付けとなります。

1.5次・2次受験者の貸付実行日等については、兵庫県私学振興協会へお問い合わせください。

(注)連帯保証人は、独立の生計を営み、借受人と連帯して返還の責任を負える人でなければなりません。

- | | |
|---------|--|
| 10 返還方法 | 1年生の9月30日(償還日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日)を初回として、半年ごとに計6回で返還していただきます。
例:300,000円借り入れた場合、50,000円ずつ6回
ただし、退学・除籍等で学校の籍を離れる場合は、その時点で全額を返還していただきます。 |
|---------|--|

私立高等学校入学資金貸付の募集に関して、よくあるお問い合わせとお答えです。

質問 1 兵庫県内の私立高校を受験しますが、この場合、提出先はどこですか。

答え 兵庫県内の私立高校を受験する場合は、受験する私立高校に申請書を提出してください。この場合、受験する私立高校に申込期間内に持参していただくことに注意してください。学校により願書とともに提出する場合や、借受人本人の持参が必要な場合があります。詳しくはそれぞれの学校にお問い合わせください。

質問 2 兵庫県外の私立高校を受験しますが、この場合、提出先はどこですか。また、実際の貸付けはどこからですか。

答え 兵庫県外の私立高校を受験する場合は、受験する私立高校でなく銀行からの貸付けとなります。このため、まず、申請書は「兵庫県私学振興協会」(神戸市中央区 兵庫県私学会館内)に提出してください。受験する私立高校でないことに注意してください。貸付けする銀行は、三井住友銀行、みなと銀行、但馬銀行の3か所です。(兵庫県内の支店のみ) また、三井住友銀行のみ、銀行取引約定書を別途提出していただくとともに、その印紙代が必要です。

質問 3 この私立高等学校入学資金貸付は他の貸付けと併せて申し込めるでしょうか。

答え 他の貸付けと併せて申し込むことができます。

質問 4 兵庫県内の私立高校と県外の私立高校を受験しようと考えていますが、この場合、申請書はどうすればよいでしょうか。

答え 兵庫県内と県外の私立高校を受験する場合、申請書はそれぞれに提出し、書類に必ずその旨を記載してください。

質問 5 公立高校を併願しますが、申込みはできますか。

答え 併願の場合も専願と同様に申し込めます。(申込期間は同じです) ただし、最終的に公立に進学される場合、貸付は受けられません。

質問 6 親と子の姓が異なるのですが、特に必要な書類があるでしょうか。

答え お二人の続柄の分かるもの、例えば住民票、健康保険証(写し)等を提出してください。

質問 7 2018年の所得が前年に比べて著しく減少しました。2018年度の市(町)民税所得割額が基準を超えていますが、入学資金貸付は受けられないのでしょうか。

答え 2018年分の源泉徴収票(写し)があれば、これを提出してください。これがない場合は、これに代わる所得が分かるものをお持ちください。

質問 8 昨年まで兵庫県外に居住していましたので、兵庫県内の所得証明書が取れません。どうすればよいでしょうか。

答え その場合は、現在居住している兵庫県内市町の住民票と兵庫県以外市区町村の所得証明書を提出していただいで結構です。

質問 9 生活保護を受けていますが、この場合「所得証明書」はどうすればよいですか。

答え 「所得証明書」に代わるものとして「生活保護の受給証明書」を提出してください。この証明書には、親と子の氏名が記入されていることをご確認ください。

質問 10 離婚をした場合は、どのような所得証明書を提出すればよいですか。

答え 学資を負担する（子供を扶養している）保護者の所得証明書を提出してください。

質問 11 連帯保証人が兵庫県以外にしかいません。それで貸付けが受けられるのでしょうか。

答え 県外に居住している方でも連帯保証人になることができます。

質問 12 現在働いておらず、年金生活をしている人に、連帯保証人になってもらえますか。

答え 独立の生計を営み、借受人と連帯して返還の責任を負える人であれば、年金生活の方でも結構です。ただし、生活保護を受給している方は連帯保証人にはなれません。

質問 13 親が兵庫県内に住んでいますが、子どもは県外に住んでいるといった別居の場合は、入学資金の貸付けは受けられないのでしょうか。

答え 学資を負担する親が、兵庫県内に居住していれば受けられます。したがって、お問い合わせの場合は該当します。

質問 14 外国籍なのですが、申し込めるでしょうか。

答え 現在のお住まいが兵庫県内かどうかであって、国籍を問いませんので、お申し込みください。

質問 15 通信制の学校を受けるのですが、貸付けの対象としていただけますか。

答え 全日制と定時制を貸付けの対象としていますので、通信制の場合はお貸しできません。

質問 16 専門学校(専修学校高等課程)を受けるのですが、貸付けの対象としていただけますか。

答え 専門学校(専修学校高等課程)の場合は、専修学校各種学校連合会(電話 078-391-7010)で貸付けています。そちらにお問い合わせください。

質問 17 双子が同時に受験するのですが、この場合の貸付申請書は一枚でよいのでしょうか。

答え お手数ですが、それぞれの生徒ごとに申請書を提出していただきます。

質問 18 帰国子女として受験するのですが、貸付けの対象となりますか。

答え 帰国子女の場合は、この4月に1年生として入学する場合のみ適用されます。2年生、3年生として途中から編入される場合は貸付けの対象になりません。